

航空法の一部改正に伴う特別加入に係る指定農業機械の 範囲を定めた告示改正について

○改正の背景・経緯

- ・ 労災保険の特別加入制度のうち、農作業従事者が特定の農業機械を使用する場合の農業機械の範囲については、昭和40年労働省告示第46号（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類）において定められている。
- ・ 農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプターの利用増加、政府による普及促進に伴い、産業用無人ヘリコプターによる事故が増加するおそれがあるため、平成27年3月に指定農業機械に「回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの」を追加。
- ・ 平成27年9月に成立した航空法の一部を改正する法律において、回転翼航空機を含む飛行機、滑空機、飛行船であつて構造上人が乗ることができないものが「無人航空機」と定義されたことに伴い、本件告示においても同様に規定。



農林水産省提供資料より

○改正の内容

旧規定	新規定
<p>○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)抄</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの</u>（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）</p>	<p>○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)抄</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機</u>（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）</p>

公布日等：平成28年6月15日公布（同日適用）

参照条文

○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)抄

第三十三条 次の各号に掲げる者(第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一～四 (略)

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七 (略)

○労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)抄

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)における次に掲げる作業

イ (略)

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二～五 (略)

○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和四十年十一月一日から適用する。

一 動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕う

ん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)

二 前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

イ 動力溝掘機

ロ 自走式田植機

ハ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械

ニ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械

ホ トラックその他の自走式運搬用機械

三 次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

イ 動力揚水機

ロ 動力草刈機

ハ 動力カッター

ニ 動力摘採機

ホ 動力脱穀機

ヘ 動力^{せん}剪定機

ト 動力^{せん}剪枝機

チ チェーンソー

リ 単軌条式運搬機

ヌ コンベヤー

四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十二項に規定する無人航空機(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)